

斜網地区廃棄物処理組合物品の調達等に係る指名停止等措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、斜網地区廃棄物処理組合（以下、「組合」という。）が発注する物品の製造、請負、買入れ、売払い及び清掃、保守点検、警備等の委託業務（以下、「物品の調達等」という。）の契約に関する業務の適正な執行を確保するため、指名競争入札の参加資格を有する者（以下、「有資格者」という。）の指名停止に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 有資格者が別表に掲げる「指名停止措置基準」（以下、「措置基準」という。）の措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて措置基準に定めるところにより、当該有資格業について指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行ったときに、当該指名停止に係る有資格者を現に指名している場合は、指名を取り消すものとする。

3 措置基準の措置要件には該当しないが、有資格者に起因する事案が当該措置要件と同等程度と認められるときは、当該措置要件に定める期間に準じ、指名を回避するものとする。

(指名停止期間の特例)

第3条 有資格者が1の事案につき措置基準の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止期間の下限期間（以下、「短期」という。）及び上限期間（以下、「長期」という。）の最も長いものをもってそれぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が指名停止期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、措置基準の措置要件に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、措置基準に定める短期の2倍の期間とする。

3 有資格者について、情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、措置基準及び前2項の規定による指名停止期間の短期を2分の1まで短縮することができる。

4 有資格者に極めて悪質な事由があり、又は有資格者が極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、措置基準及び第1項の規定による指名停止期間の長期を2倍まで延長することができる。

5 指名停止期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、措置基準及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止期間を変更することができる。

6 指名停止期間中の有資格者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止等の通知)

第4条 第2条の規定による指名停止の決定、第3条第5項の規定による指名停止期間の変更又は第3条第6項の規定による指名停止の解除を行ったときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ第1号様式、第2号様式又は第3号様式により通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 前項の規定により指名停止の通知を行う場合において、当該事案が組合の物品の調達等に関するものであるときは、必要に応じ当該有資格者から改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第5条 物品等の調達を行う際、指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、次の各号に該当すると認めるときは、随意契約の相手方とすることができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び第5号に該当するとき。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号、第2号及び第3号に該当するとき。

(指名停止に至らない場合の措置)

第6条 指名停止を行われなかった場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(措置要件の報告等)

第7条 当該課長は、措置基準の措置要件に該当する事案を確認したときは、「物品の調達等の資格審査及び指名に関する要綱」に定める物品の調達等請負事業者資格審査会（以下、「資格審査会」という。）委員長に報告するものとする。

(指名停止の審査)

第8条 資格審査会委員長は、前条の規定により報告を受けたときは、速やかに報告内容に必要な応じその事実を調査確認等のうえ、資格審査会を開催する。

3 資格審査会委員長は、資格審査会の審議結果について、当該有資格者の競争入札又は見積合せへの参加指名の停止及びその期間について、管理者の決定を受けらるものとする。

(指名停止の公表)

第9条 第4条第1項の規定により指名停止等の措置を行ったときは、当該有資格者名等を公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、指名停止等の措置に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から適用する。

別表(第2条関係)

指名停止措置

措置要件	指名停止期間
<p>(虚偽申請)</p> <p>1 物品等指名競争入札参加資格審査申請書の提出に当たり、虚偽の記載等があり、契約の相手方とすることが不相当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(粗雑品の納品)</p> <p>2 物品の納品に当たり、故意若しくは過失により粗雑品を納入し、又は仕様書に定められた品質及び数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3 物品の調達等に関する契約に違反し、契約の相手方とすることが不相当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4箇月以内</p>
<p>(損害及び事故)</p> <p>4 物品の調達等に関する契約の履行に当たり、次の各号に該当することとなったとき。 (1) 組合と締結した契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆等に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認めるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(2) 組合と締結した契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>処分決定した日から2週間以上4箇月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>5 有資格業者である個人若しくは法人の代表者、役員又はその使用人が、組合の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。</p>	<p>逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで</p>

措置要件	指名停止期間
6 次に掲げるものが、組合の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	
(1) 有資格業者である個人若しくは法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認められる肩書きの役員を含む。以下「代表役員等」という。)	公訴の提起を知った日から4箇月以上12箇月以内
(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時、物品の調達等の契約を締結する権限を有する事務所をいう。)を代表するもので(1)に掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)	公訴の提起を知った日から3箇月以上9箇月以内
(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)	公訴の提起を知った日から2箇月以上6箇月以内
7 次に掲げる者が、組合構成市町内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から
(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	3箇月以上9箇月以内 2箇月以上6箇月以内 1箇月以上3箇月以内
8 次に掲げる者が、組合構成市町外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴の提起を知った日から
(1) 代表役員等 (2) 一般役員等	2箇月以上6箇月以内 1箇月以上3箇月以内
(独占禁止法違反行為) 9 組合が発注した物品の調達等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第8条第1項又は第19条に違反する行為があり、契約の相手方とすることが不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から3箇月以上9箇月以内

措置要件	指名停止期間
10 他の機関が発注した物品の調達等に関し、独占禁止法第3条、第8条第1項又は第19条に違反する行為があり、契約の相手方とすることが不適當であると認められるとき。	処分決定した日から2箇月以上9箇月以内
(談合) 11 組合が発注した物品の調達等に関し、代表役員等又は一般役員等(以下「役員等」という。)若しくは使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から2箇月以上12箇月以内
12 他の機関が発注した物品の調達等に関し、役員等又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から2箇月以上12箇月以内
(暴力団排除) 13 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員(以下「暴力団関係者」という。)であるとき。	処分決定した日から6箇月以上12箇月以内
14 役員等が業務に関し、不正に暴力団関係者を使用したと認められるとき。	処分決定した日から3箇月以上12箇月以内
15 役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	処分決定した日から2箇月以上6箇月以内
(不正又は不誠実な行為) 16 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	処分決定した日から1箇月以上9箇月以内
(私的行為による法令違反) 17 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	処分決定した日から1箇月以上9箇月以内

第1号様式(第4条関係)

第 号

年 月 日

様

斜網地区廃棄物処理組合

管理者

指名停止の通知について

このことについて、下記のとおり指名停止を行うこととしたので、通知します。

記

指名停止対象業者

代表者氏名

所在地

指名停止の期間 年 月 日

～ 年 月 日

指名停止の理由

第2号様式(第4条関係)

第 号

年 月 日

様

斜網地区廃棄物処理組合

管理者

指名停止期間の変更通知について

年 月 日付斜網総第 号で通知した件について、下記のとおり当該指名停止の期間を変更しましたので通知します。

記

変更前の指名停止の期間	年 月 日
	～ 年 月 日
変更後の指名停止の期間	年 月 日
	～ 年 月 日

変更の理由

第3号様式(第4条関係)

第 号

年 月 日

様

斜網地区廃棄物処理組合

管理者

指名停止の解除通知について

年 月 日付斜網総第 号で通知した件について、年 月
日付けで当該指名停止を解除しましたので通知します。